

短期入所生活介護事業所『光の苑』

重要事項説明書

当施設は、入所者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、ご本人またはご家族、身元引受人に対し説明いたします。

※ 身元引受人とは、甲(利用者)の乙(光の苑)に対する債務の保証、急変時や退所時の対応等をしていただく方のことです(サービス利用契約書第16条参照)。

【施設の概要】

1. 施設の概要

(1) 施設の概要

- ・ 施設名 特別養護老人ホーム 光の苑
- ・ 開設年月日 令和元年 10月 1日
- ・ 所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触 1066 番地 1
- ・ 電話番号 0920-47-1166
- ・ FAX 番号 0920-47-1130
- ・ 管理者 遠藤 信子
- ・ 介護保険指定番号 4272100456
- ・ 短期入所実施地域 壱岐市内

(2) 施設の目的

特別養護老人ホーム 光の苑(以下単に「当施設」という。)は、介護保険下で、指定短期入所生活介護事業を行い、心身の障害の為、介護及び支援の必要な利用者に、日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とします。

2. 運営の方針

- ① 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉サービスを提供するものとします。
- ② 当施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
- ③ 当施設は利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとします。
- ④ 短期入所生活介護サービスの提供は、施設サービス計画書に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとします。
- ⑤ 当施設の従業者は、短期入所生活介護サービスに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又

はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。

- ⑥ 当施設は、短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護する為やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- ⑦ 当施設は、自らその提供する短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ⑧ 当施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を努めるものとします。
- ⑨ 当施設では、家族会を定期的に開催しますので、ご協力をお願いいたします。
- ⑩ ご本人またはご家族の要望があれば、施設サービス計画書、介護記録等を開示致します。

3. 施設の職員体制

R7.5.1 現在

職種	職員数	配置基準
管理者	1	1
医師	1	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。
看護職	7	入所者の数が 50 を超えて 130 を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3 以上。 日勤帯(8:00～19:00)の配置。8:00～10:00、17:00～19:00 は 1 人体制。 夜勤帯(19:00～8:00)には配置なし。
介護職	36	入所者の数が 3 またはその端数を増すごとに 1 以上とすること。 日勤帯・夜勤帯とも 1 ユニット 12 名の入居者に対し、常勤 1 名。
生活相談員	1	入所者の数が 100 またはその端数を増すごとに 1 以上。
介護支援専門員	1	入所者の数が 100 またはその端数を増すごとに 1 以上。
機能訓練指導員	1	1 以上。
管理栄養士	1	1 以上。
栄養士	1	1 以上。
調理員	5	当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数。
事務職員	2	当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数。
業務員	9	当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数。

4. 入所定員など

- ・ 入所定員 12 名
- ・ 居室 全室個室

5. サービスの内容

- ① 入浴の介助
 - ・ 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- ② 排泄の介助
 - ・ 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- ③ 食事の提供及び介助・口腔清掃
 - ・ 当施設では、栄養及び利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ 食事時間 朝食…8:30 昼食…12:00 夕食…18:00 を基本としますが体調や摂取量等、利用者の生活状況に応じて柔軟に対応いたします。
 - ・ 食後は毎食後、口腔ケアを行います。
- ④ 機能訓練機能訓練
 - ・ 当施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行うものとします。
 - ・ 機能訓練の内容については、日常生活における恒常的な機能訓練をもとに、多職種によって実施いたします。
- ⑤ その他日常生活上の世話、日常生活上動作の介助
 - ・ 当施設は利用者に対し、離床・着替え整容等の介助を適切に行うものとします。
 - ・ 当施設は同性介助を基本としておりますが、やむをえず、異性介助となる場合があります。
- ⑥ 相談及び援助
 - ・ 当施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じると共に、必要な助言その他援助を行うものとします。
- ⑦ 社会生活上の便宜の供与
 - ・ 当施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行うものとします。
 - ・ 当施設は、常に利用者の家庭との連携を図ると共に、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。
- ⑧ 送迎サービス
 - ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費を負担していただきます。

6. サービス利用料金

(1) 基本料金

R6.8.1 現在

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬単価	704	772	847	918	987
夜勤職員配置加算Ⅱ	18	18	18	18	18
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	22	22	22
機能訓練指導体制加算	12	12	12	12	12
介護職員処遇改善加算Ⅰ	106	115	119	129	145
日用品	150	150	150	150	150
居住費	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
合計(月額)	4,523	4,600	4,679	4,760	4,845

① 保険料は以下のものが含まれます。

リネン、オムツ、機能訓練材料費、健康管理費、原則として全員参加の行事関係経費、共用部分に使用する教養娯楽費。

② 食事は1食あたりの費用をいただきます。内訳は以下の通りです。

朝食 355 円
 昼食 500 円
 夕食 590 円
 合計 1,445 円

※ 利用期間中入院など、急な退所となった場合、退所決定のご報告を受けた直後の食事費用までいただきます。

③ 居住費・食費について

施設給付の見直しにより、所得の低い人にとって負担が重くならないように、介護保険では所得や課税状況などから、利用者が4つの段階に区分されます。

第4段階 ・同じ世帯内に住民課税者がいるが、本人は住民非課税の人。

・住民税を課税されている人。

・保有する預貯金等が単身で650万円以上、夫婦で1,650万円以上保有している人。

第3段階② ・年金収入等120万円超

第3段階① ・住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人。

・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人。

第2段階 ・住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円の人。

第1段階 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人。

・生活保護を受給している人。

	居住費	食費
第4段階	2,066	1,445
第3段階②	1,310	1,300
第3段階①	1,310	1,000
第2段階	880	600
第1段階	880	300

(2) その他の料金

(保険分)

送迎加算 184/片道

短期生活認知症緊急受入加算 200

短期生活若年性認知症受入加算 120

※ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の自己負担が変更になります。

(保険外分)

教養娯楽費 実費

電気代(冷蔵庫・電気毛布等) 50円/日

(3) お支払い方法

- ・ 毎月15日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ・ お支払い方法は現金か口座引き落とし(86円/月)の方法をお願いします。
- ・ サービスの利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合、以降の利用をお断りさせていただきます。

7. 嘱託医

〈嘱託医〉

医療機関名 光の苑 診療所

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触 1066-1

電話番号 0920-47-1166

医師 平山 重孝

8. 協力医療機関

〈協力医療機関・1〉

医療機関名 光武内科循環器科病院

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 15-3

電話番号 0920-47-0023

〈協力医療機関・2〉

医療機関名 松嶋医院
所在地 長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触 550-2
電話番号 0920-45-2010

〈協力医療機関・3〉

医療機関名 江田小児科・内科医院
所在地 長崎県壱岐市石田町印通寺浦 327-2
電話番号 0920-44-5022

〈協力医療機関・4〉

医療機関名 光武歯科医院
所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 13
電話番号 0920-47-3533

〈協力医療機関・5〉

医療機関名 赤木玉水堂歯科診療所
所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 129
電話番号 0920-47-0435

9. 施設利用中のリスクに関する説明

当施設において、運営方針に沿った対応を行いますが、利用者の身体機能面、認知機能面の状況および病気に伴う様々な症状を原因とする、下記の危険性が伴うことを、ご利用の際には十分ご理解ください。

- ① 特別養護老人ホームは原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落・滑落による事故の可能性があります。
- ② 歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落・滑落、浴室での転倒等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ③ 高齢者の骨はもろく、通常のコアでも容易に骨折する恐れがあります。
- ④ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で皮膚が剥離出血しやすい状態にあります。
- ⑤ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や圧であっても内出血しやすい状態にあります。
- ⑥ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・むせ込み・むせ込みのない誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ⑦ 高齢者は、基礎疾患と老衰により、脳や心臓などの疾患により急変・急死される場合があります。
- ⑧ 認知症は、記憶障害や知的機能低下といった基本症状のほか、心理・行動障害(周辺症状)が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転、攻撃的行動、せん妄等の行動障害を起こし、思わぬ事故につながる危険性があります。
- ⑨ 入居にあたっては、生活環境の変化により、食欲の低下、体調不良や不安の訴え、行動や言動・生活リズムの変化が起こる場合があります。
- ⑩ 全身状態が急に悪化した場合、緊急に病院へ搬送する場合があります。
- ⑪ 送迎・外出支援中の車内での体調不良等、緊急を要する状態の際には、救急搬送を行う場合があります。

- ⑫ 急変した場合医療機関に救急搬送しますが、病状がはっきりと判別し得ない状態の場合には、様子観察する場合があります。

上記の状態は、在宅生活・施設生活を問わず起こりうることで、十分にご理解とご留意をいただきますよう、お願い申し上げます。ご不明な点があれば、遠慮なくお尋ねください。

また、ご利用にあたっては、利用者にとって生活状況の大きな変化となり、心身に大きな負担となります。生活環境の変化により、食欲の低下、体調不良や不安の訴え、行動や言動・生活リズムの変化等が起こる場合があります。それらを最小限とするためにも、ご入居による環境変化についてはご本人に十分な説明を行った上での同意が必要となります。

10. 施設利用に当たっての留意事項

〈送迎〉

- ・ 送迎開始時間は、迎え 9 時から開始、送り 15 時から開始とし、順次送迎いたします。
- ・ 日曜日の利用受入れと、退所送りはいたしません。
- ・ 当施設利用期間中の定期受診に際して、医療機関までの送迎はいたしません。ご家族で対応をお願いいたします。

〈面会〉

面会時間は 9:00～20:00 までとします。特別な理由がある場合は職員に申し出てください。また、インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス感染症などの感染症が施設内において発生した場合またはその恐れがある場合は、一定期間面会の制限を行うことがあります。

〈喫煙〉

健康増進法により、原則として禁煙とします。

〈火気の取り扱い〉

施設内では、許可なく火気(ライター・マッチ等)の使用を禁止します。

〈金銭・貴重品管理〉

現金及び貴重品の持ち込みは、紛失等に一切の責任を負えませんのでご遠慮ください。

〈居室の移動〉

ご本人の状態により、日常生活を安心して過ごしていただける為に、居室の移動をお願いする場合があります。

〈記録の開示〉

生活記録の開示をご希望される方は、その都度事前にお知らせください。

〈宗教活動〉

宗教は自由ですが、他の利用者への無理な勧誘はお控えください。

〈その他〉

施設内において許可なく集会・政治活動を行ったり、文書・刊行物・ポスター等の掲示・配布を禁止します。

〈施設破損〉

(1)長崎県国民健康保険連合会 介護保険課

〒850-0025 長崎県長崎市今博多町 8 番地 2 長崎県国保会館内

電話 095-826-1599 FAX 095-826-1779

(2)壱岐市役所芦辺支所 健康保険課介護保険班

〒811-5392 長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦 564

電話 0920-45-1111 FAX 0920-45-0996

13. 秘密の保持

- ① 当施設は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしません。
- ② 当施設は、施設職員が退職後、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとします。
- ③ 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には利用者の同意をあらかじめ文書により得ておくものとします。
- ④ 当施設は開かれた施設運営を目指し、ホームページにて情報を公開しております。情報公開に関して、ご意見のある方はその都度お知らせください。

14. 事故発生時の対応

- ① 当施設は、利用者に対する介護保険サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- ② 当施設は利用者に対する介護保険サービスの措置により賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。
- ③ 当施設は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

15. 身元引受人が長期不在になる時の対応

- ① 身元引受人が 1 週間以上にわたり不在になる場合には、緊急時の連絡先を職員へ申し出てください。
- ② 予定があれば速やかに連絡をお願いします。
- ③ 帰宅後は速やかに連絡をお願いします。
- ④ 自宅の固定電話や携帯電話の番号が変わった際も速やかにお知らせください。
- ⑤ 急変時、身元引受人と連絡がつかない場合、施設側で判断して対応を行います。

16. サービスご利用に際してのお願い

- ① お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ② 在宅訪問の際はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどのご協力をお願いします。
- ③ 訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- ④ 在宅訪問の際、見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に管理者の同意を受けてください。

- ⑤ 入居者または家族等のハラスメント行為(別紙)によりサービス中止や契約を解除する場合がございます。

17. サービスご利用にあたっての禁止事項について

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、執拗なクレームや要求などの迷惑行為。
- ② 別紙ハラスメント行為。
- ③ サービス利用中に無断で職員の写真や動画を撮影または録音し、SNS等に掲載すること。
- ④ 前記各項に準ずる行為で利用を継続しがたい状況を生じさせる行為。

令和7年5月1日

(別紙)

ハラスメント行為について

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

例: ○コップをなげつける	○たたかれる	○唾を吐く
○蹴られる	○手をひっかく、つねる	○服を引きちぎられる など
○手を払いのけられる	○首を絞める	

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例: ○大声を発する	○家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
○サービスの状況をのぞき見する	○訪問時不在のことが多く書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」として、謝罪するよう強く求める
○怒鳴る	○「たくさん利用料を支払っている」とサービスを強要、断ると文句を言う
○気に入っている職員以外に批判的な言動をする	○利用料金の支払を求めたところ、手渡しせずに、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた。
○威圧的な態度で文句を言い続ける	○利用料金を数か月滞納。「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
○刃物をちらつかせる	○特定の職員にいやがらせをする など
○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する	

3) セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例: ○必要もなく手や腕等をさわる	○卑猥な言動を繰り返す
○抱きしめる	○サービス提供時に無関係に下半身を丸出しにして見せる
○ヌード写真を見せる	○工作中的の職員の衣服の中に手を入れるあるいは要求する など
○入浴介助中、あからさまに性的な話を する	